処分年月日	事業者名	事業の種類	処分等の種類	違反行為の概要	処分等の内容
令和4年3月10日	丸文松島汽船株式会社	一般旅客定期航 路事業			事故処理基準に定める事故等については、海上保安官署に対しては救助の必要への備え又は事後となったとしても情報提供として、また運輸局(運輸支局、海事事務所を含む)に対しては社会的対応及び原因究明と再発防止検討のため、迅速に報告すること